

二宮町低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町が発注する工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）に係る競争入札において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が工事等の契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び二宮町契約規則（平成8年二宮町規則第10号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、低入札価格調査基準価格を設定し、当該最低の価格をもって申込みをした者に対して行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 低入札価格調査制度を適用する競争入札は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年二宮町条例第13号）第2条に規定する工事等とする。

2 町長が特に必要と認める場合は、前項以外の工事等について、低入札価格調査制度を適用することができる。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 町長は、前条の規定に基づき低入札価格調査制度を適用した競争入札について、税込予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を定め、当該競争入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者を調査対象とする。

2 低入札価格調査基準価格は、設計書を基に次の各号により得た額の合計から工事施工に伴うスクラップ品等の発生売却品の評価額を減額（当該評価額を直接工事費とは別に積算している場合に限る。）した額を設計額の合計で除して得た割合を予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜予定価格」という。）に乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税相当額を加えた額とする。ただし、この額が税込予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は、当該100分の92を乗じて得た額とし、100分の75に満たない場合は、当該100分の75を乗

じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

3 町長が特に必要と認めるときは、前項にかかわらず、契約ごとに100分の75から100分の92の範囲内で町長が定める割合を税込予定価格に乘じて得た額とすることができる。

4 第2項各号の規定に基づく算出は、消費税及び地方消費税を除いた額により行うものとする。

(失格基準価格)

第4条 町長は、税込予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行ができないと認める基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を設定する。ただし、当該競争入札で失格基準価格を下回る価格で申込みをした者は、落札者とせず、失格とする。

2 失格基準価格は、設計書を基に次の各号により得た額の合計から工事施工に伴うスクラップ品等の発生売却品の評価額を減額（当該評価額を直接工事費とは別に積算している場合に限る。）した額を設計額の合計で除して得た割合を税抜予定価格に乘じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に消費税相当額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の85を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の60を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

3 前項各号の規定に基づく算出は、消費税及び地方消費税を除いた額により行うものとする。

(予定価格書への記載)

第5条 町長は、低入札価格調査制度を適用した工事等の競争入札について、規則第13条の規定に基づき予定価格書を作成するときは、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格をそれぞれ記載するものとする。

(周知)

第6条 町長は、競争入札の発注公告又は指名通知に次の各号に掲げた事項を掲載し、周知を図らなければならない。

- (1) 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を設定したこと。
- (2) 税込予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、第9

条に定める低入札価格調査を実施すること。

(3) 低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、税込予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があること。

(4) 失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、理由を問わず失格となること。

(5) その他町長が必要と認めた事項
(競争入札の執行)

第7条 町長は、競争入札において、税込予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、当該競争入札参加者に対して落札候補者又は落札者の決定を保留すること及び低入札価格調査を実施する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査委員会)

第8条 町長は、低入札価格調査を実施するため、二宮町低入札価格調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置するものとする。ただし、調査委員会は、二宮町入札参加者選考委員会規程（平成3年二宮町規程第5号）第3条に規定する委員長及び委員をもって構成するものとする。

2 調査委員会は、委員長が招集するものとする。ただし、調査委員会の庶務は、二宮町入札参加者選考委員会の庶務を担当する課が行うものとする。

3 低入札価格調査の実務は、第2条で適用した事業に係る予算の執行を主管する課の長及び調査委員会の庶務を担当する課の長が行うものとし、当該調査結果について調査委員会へ報告するものとする。

4 調査委員会は、選任した委員の過半数の出席がないときは、これを開催することはできない。

5 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(低入札価格調査)

第9条 町長は、第7条の規定に基づき競争入札を終了したときは、前条に規定した調査委員会に対して低入札価格調査の実施を依頼するものとする。

2 調査委員会は、第3条第1項の規定に基づき低入札価格調査の調査対象となった者（以下、「調査対象者」という。）から次の各号に定める事項について、指定した期日までに書面により提出させ、併せて事情聴取等の必要な調査を実施するものとする。

(1) 当該価格で申込み（入札）した理由（第1号様式）

(2) 対象工事等の場所付近における手持工事等の状況（第2号様式）

(3) 対象工事等の場所と入札者の事務所等との地理状況（第3号様式）

- (4) 手持ち材料の状況（第4号様式）
- (5) 資材調達先及び調達先との関係（第5号様式）
- (6) 手持ち機械の状況（第6号様式）
- (7) 機械リース元一覧（第7号様式）
- (8) 工事等の副産物処理状況（第8号様式）
- (9) 工事等の副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（第9号様式）
- (10) 労働者の配置計画（第10号様式）
- (11) 工種別労働者配置計画（第11号様式）
- (12) 技術者等の配置計画（第12号様式）
- (13) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（第13号様式）
- (14) 安全衛生管理体制（点検計画）（第14号様式）
- (15) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（第15号様式）
- (16) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（第16号様式）
- (17) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（第17号様式）
- (18) 品質確保体制（品質管理計画書）（第18号様式）
- (19) 品質確保体制（出来形管理計画書）（第19号様式）
- (20) 過去に施工した公共工事等の実績状況（第20号様式）
- (21) 下請予定業者等一覧表（第21号様式）
- (22) 施工体制台帳（第22号様式）
- (23) 経営等に関する状況（第23号様式）
- (24) 誓約書（第24号様式）
- (25) その他調査委員会が必要と認める事項に関するもの

3 前項の規定に基づく書面が調査対象者より調査委員会の指定した期日までに提出されなかった場合は、当該調査対象者を失格としなければならない。

（調査結果の通知）

第10条 調査委員会は、前条の規定に基づき実施した調査の結果について、町長に報告するものとする。

（落札者の決定）

第11条 町長は、調査委員会の調査結果に基づき、調査対象者の申込みに係る価格がその者により当該契約の内容に適合した履行がされるものであると認めるときは、落札候補者を落札者に決定するものとする。

2 町長は、調査委員会の調査結果に基づき、調査対象者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認めるときは、落札候補者を落札者とせず、税込予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とし

て決定することができる。

- 3 町長は、前項の次順位者の申込み価格が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査の実施を調査委員会に依頼しなければならない。

(競争入札参加者への通知)

第12条 町長は、前条第1項及び第2項の決定をしたときは、競争入札参加者全員に対して当該結果を通知しなければならない。

(落札者決定後の措置)

第13条 町長は、第11条第1項及び第2項に基づき落札者に決定した者と契約するときは、次の各号を条件として契約を締結するものとする。

(1) 規則第36条に基づく契約保証金は、契約金額の10分の3に相当する額以上とすること。

(2) 規則第37条に定める契約保証金の免除を適用しないこと。ただし、規則第38条に基づく役務的履行保証を付す場合は、契約保証金を免除することができる。

(検査体制の強化)

第14条 町長は、第11条第1項及び第2項に基づき落札者に決定した者と契約したときは、当該契約に係る工事等を担当する課等の長に対し、監督体制の強化その他契約の内容に適合した履行がされるために必要な措置を指示するものとする。

(低入札価格調査基準価格等の公表)

第15条 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は、落札者決定後にこれを公表するものとする。

- 2 低入札価格調査の概要は、落札者決定後にこれを一般の閲覧に供することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第9条第2項第1号関係）

当該価格で申込み(入札)した理由

--

※ 当該価格で申込み(入札)した根拠となる積算書等を添付すること。

第2号様式（第9条第2項第2号関係）

手持ち工事等の状況(対象工事等現場付近)

工 事 等 名 (工事等地先名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

第3号様式（第9条第2項第3号関係）

対象工事等の場所と入札者の事務所等との地理状況

施設等名称	所在地	距離(km)	所要時間

(地図)

第4号様式（第9条第2項第4号関係）

手持ち材料の状況

[illegible]

第5号様式（第9条第2項第5号関係）

資材調達先及び調達先との関係

工 種 別	品 規 格	単 位	数 量	単 価	購 入 先 名		
					業 者 名	所 在 地	入札者との関係 (取引年数)

第6号様式（第9条第2項第6号関係）

手持ち機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価 (原価)	専属的使用 予定日数

第7号様式（第9条第2項第7号関係）

機械リース元一覧

[illegible]

第8号様式（第9条第2項第8号関係）

工事等の副産物処理状況

建設副産物	数量 (m^3)	受入れ予定箇所	受入れ会社	受入れ価格 (単価)	運搬距離 (km)	備考

第9号様式（第9条第2項第9号関係）

工事等の副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

品 名	運搬予定者	規格・ 型式	単位	数量	使用予定量 （台数）	受入れ予定箇所 又は工事理由	運搬距離 （km）	運搬予定者へ の支払予定額 （円/日・台当たり）	備 考

第10号様式（第9条第2項第10号関係）

労働者の配置計画

工 種	職 種	労務単価 (円)	員 数 (人)	下 請 会 社 名 等 (取引年数)

第11号様式（第9条第2項第11号関係）

工種別労働者配置計画

工 種	種 別	配置予定人数								計
		世話役	普 通 作業員	特 殊 作業員	配管工	電工	運転手 (一般)			

第12号様式（第9条第2項第12号関係）

技術者等の配置計画

[illegible]

※ 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写しを添付すること。

※ 技術者の保有する資格を証するものの写しを添付すること。

第13号様式（第9条第2項第13号関係）

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

[illegible]

第14号様式（第9条第2項第14号関係）

安全衛生管理体制(点検計画)

[illegible]

第15号様式（第9条第2項第15号関係）

安全衛生管理体制(仮設置計画)

[illegible]

第16号様式（第9条第2項第16号関係）

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

[illegible]

第17号様式（第9条第2項第17号関係）

品質確保体制(品質管理のための人員体制)

[illegible]

第18号様式 (第9条第2項第18号関係)

品質確保体制(品質管理計画書)

[illegible]

第19号様式 (第9条第2項第19号関係)

品質確保体制(出来形管理計画書)

[illegible]

第20号様式 (第9条第2項第20号関係)

過去に施工した公共工事等の実績状況

[illegible]

第21号様式（第9条第2項第21号関係）

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称		工期		自 年 月 至 年 月		請負金額(税込)	
--------------	--	----	--	----------------	--	----------	--

下請工事	担当工事内容			
	会 社 名			
	経 費 内 訳			
	資 材	円	資 材	円
	機 械	円	機 械	円
	労 務	円	労 務	円
	その他	円	その他	円
請負金額(税込)		円		
工期		年 月 日～ 年 月 日		

下請工事	担当工事内容			
	会 社 名			
	経 費 内 訳			
	資 材	円	資 材	円
	機 械	円	機 械	円
	労 務	円	労 務	円
	その他	円	その他	円
請負金額(税込)		円		
工期		年 月 日～ 年 月 日		

下請工事	担当工事内容			
	会 社 名			
	経 費 内 訳			
	資 材	円	資 材	円
	機 械	円	機 械	円
	労 務	円	労 務	円
	その他	円	その他	円
請負金額(税込)		円		
工期		年 月 日～ 年 月 日		

資材	納入内容			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
納期		年 月 日～ 年 月 日		

機械	リース機械			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
工期		年 月 日～ 年 月 日		

労務	納入内容			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
工期		年 月 日～ 年 月 日		

資材	納入内容			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
納期		年 月 日～ 年 月 日		

機械	リース機械			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
工期		年 月 日～ 年 月 日		

交通誘導員	納入内容			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
工期		年 月 日～ 年 月 日		

資材	納入内容			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
納期		年 月 日～ 年 月 日		

機械	リース機械			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
工期		年 月 日～ 年 月 日		

交通誘導員	納入内容			
	会 社 名			
	代金額(税込)		円	
工期		年 月 日～ 年 月 日		

第22号様式（第9条第2項第22号関係）

年 月 日

施工体制台帳

【 会 社 名 】

【 事 業 所 名 】

	許 可 業 種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
建設業の許可	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容			
発注者名 及び 住所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

契 約 所 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元 請 契 約		
	下 請 契 約		

発 注 者 の 監 督 員 氏 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
----------------------	--	------------------------	--

監 督 員 氏 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 氏 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
監 理 技 術 者 氏 名	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 氏 名		専 門 技 術 者 氏 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容	

(裏面)

【下請負人に関する事項】

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容	〒 (- -)		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の可 計	施工に必要な許可業種	許 可 番 号			許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

現場代理人氏名	
権限及び意見 申出方法	
主任技術者氏名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者 氏名	
安全衛生推進者 氏名	
雇用管理責任者 氏名	
専門技術者氏名	
資格内容	
担当工事内容	

第23号様式（第9条第2項第23号関係）

経営等に関する状況（会社概要）

社 名		
本 社 住 所 等	〒 ()	
代 表 者		
設 立		
資 本 金	円	
事 業 内 容		
従 業 員 数	人	
うち技術者数	人	
株 式 の 状 況	発行済株式総数: 株	
うち主な保有者		
売 上 高 (直 近 3 年)	年 年 年	円 円 円
主 要 取 引 銀 行		
支 社 ・ 支 店 等	名 称	住 所
支 社		
支 店		
営 業 所		

※ 直近の財務状況（純資産、有利子負債、純利益の状況など）が記載された書類を添付すること。
 ※ 記載に代えて書類添付とすることができます。

第24号様式（第9条第2項第24号関係）

誓 約 書

次の入札案件について、低入札価格調査を受けることに関して提出する別添資料は、全て真実に基づき作成したものであることを誓約いたします。

1 入札案件名

2 提出資料

様式番号	様式名称	様式番号	様式名称

年 月 日

二宮町長 様

所在地

会社名

代表者

⑩